

後期高齢者医療制度のお知らせ

「高額介護合算療養費」・「医療費通知」について

■高額介護合算療養費について

＝医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です＝

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の**1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。**なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

▷後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

▷支給額が500円未満の場合は支給されません。

自己負担限度額表

1年分の自己負担額の計算期間
8月1日～翌年7月31日



負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方
※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は3月(平成24年7～12月の医療費を対象)に行います。**新たに発行をご希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合または役場本庁・各総合支所の後期高齢者医療担当窓口へご連絡ください（電話で手続きできます）。**

▷すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

▷この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

「高額医療合算医療費のことがよくわからない」
「医療費通知書のことをもっと詳しく聞いてみたい」
そんな時はお電話を！



●問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目
☎011-290-5601

役場本庁町民児童課高齢者医療係 ☎0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎0137-87-3311
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎01398-4-5511

北渡島・檜山北部4町家畜防疫で協定を結ぶ。

11月13日、せたな町と今金町、八雲町、長万部の4町が、口蹄疫などの家畜伝染病が発生した際に連携して緊急防疫を行うための協定を結びました。

4町は、近隣町でありながら中央に山岳地帯があり、せたな町は日本海、今金町は内陸地帯、八雲町は太平洋と日本海、長万部町は太平洋と地理的条件に違いがあり、行政区が両局にまたがっている地域です。

この協定では、家畜伝染病予防法に基づき、迅速かつ的確な防疫業務を行うため、各町間の情報の共有化、相互連携・協力体制を築くための広域的な防疫対応などが盛り込まれています。



左から、外崎今金町長、高橋町長、川代八雲町長、白井長万部町長

保育所（園）・へき地保育所の入所児募集！！

受付期間 1月10日（木）～31日（木）



平成25年4月から北檜山保育所、瀬棚保育所、大成保育園、丹羽へき地保育所、若松へき地保育所への入所申し込み受付が始まります。申込書の他、必要な書類を提出してください。

- 受付期間／1月10日(木)から31日(木)まで
- 提出書類／入所申込書、就労等証明書（勤務先または民生委員の証明）、同意書、その他必要な書類。入所決定後に「給与所得の源泉徴収票」の写し又は「確定申告書」の写しが必要になります。
- 提出先／北檜山保育所、瀬棚保育所、大成保育園。
へき地保育所は北檜山保育所に提出してください。

【問い合わせ先】 ■北檜山保育所／☎0137-84-5255 ■瀬棚保育所／☎0137-87-3164
■大成保育園／☎01398-4-5022 ■本庁町民児童課／☎0137-84-5111

入居者募集

せたな町障害者グループホーム「のぞみ」

平成25年4月に、せたな町障害者グループホーム「のぞみ」が開設します。グループホームとは、「障がいのある方が、地域の中で、世話人から食事や金銭管理などの日常生活の支援を受けながら、生活する共同住宅」です。

※家賃、食費、光熱水費は利用者負担となります。施設概要・入居についてのお問い合わせ先は、下記のとおりとなりますので、気軽にご相談ください。

【施設概要】

- 開設日／4月予定
- 所在地／せたな町北檜山区北檜山235番地1（北檜山子育て支援センターの隣）
- 定員／10名 ※2階建ての施設となります。全個室対応。
- 対象者／障害者手帳を所持しているか、又は同等の状況にあると医師の診断を受けており、障害福祉サービス受給者証を所持している方。概ね65歳以下の男性の方。（男性専用の施設となります。）

■お問い合わせ先 本庁保健福祉課福祉係 ☎0137-84-5111